

安曇野市教育委員会 7 月定例会会議録

日 時；平成27年 7 月23日（木）午前 9 時30分

場 所；安曇野市役所本庁舎 3 階「共用会議室301」

出席者

教育委員：教育委員長 唐木博夫、委員長職務代理 宮澤豊弘、教育委員 内田洋子、

教育委員 須澤真広、教育長 橋渡勝也

事務局：教育部長 北條英明、学校教育課長 古幡彰、生涯学習課長 蓮井昭夫、

文化課長 那須野雅好、図書館交流課長 高嶋俊明、

学校教育課教育指導室長 飯嶋正成

書記：学校教育課教育総務係長 大澤明彦、教育総務係 岩原遼子

◎開 会

教育部長 おはようございます。

ただいまから安曇野市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

◎教育委員長挨拶

教育部長 唐木委員長からご挨拶をお願いいたします。

委員長 おはようございます。

いよいよ 7 月末ということで、学校のほうは 1 学期末を迎えていくわけです。今、幾つかの学校を学校訪問で回らせていただいているわけですが、夏休みを前にして子供たちは心待ちしているのかなということが伝わってきます。教育委員会といたしましても 4 月以来いろいろな問題が起こったり、また、いろいろなドラマがあったりとかしているわけですが、一つの区切りとして 1 学期が終わるとほっとするような部分があるのではないかと思います。

4 月から新庁舎へ移って教育委員会機能もどんどん充実していくところを感じたり、それ

から各課の大きなプロジェクトやイベントなんかも無事に進んできているということでございます。本当に大変お疲れさまでした。現場や市民を大事にした日々の努力に感謝いたします。

いろいろなところからこういうお役をいただいていて、ご招待を受けるわけですが、その中でふるさとづくりにかかわることで少しお話をしたいなと思います。

最近、限界集落とかふるさとが壊れていく、また、逆にふるさとづくりをどんどんしていかなくتهはいけないという動きも各地にあるわけなのですが、安曇野市の中でもそういうふるさとづくりにつながるようないろいろな行事が行われております。

その中で一つ、私は7月5日に下鳥羽地区の上手、本郷と呼ばれるところの郷蔵祭りに呼ばれました。郷蔵は江戸時代からずっと続いていく庄屋さんのところにあった蔵、そして年貢を集める場所であったり、それから備蓄米をそこに蓄えをしたわけですが、本郷の場合はそこに井戸がありまして、井戸が市の指定文化財になっております。郷蔵祭りは今年で26回目なのですが、どのようなお祭りの中身かという、最初に井戸水をくみ上げるためのわら縄を子供たちと、それから地域の伝統を引き継いでいる人たちが一緒に縄を縛うわけです。その機械がありまして、見事にきれいな縄ができていくのですね。その縄を使って井戸水を汲み上げていく。そして、かつてあの地域は堰尻で実は水に非常に苦労したという歴史を聞かせていただいたわけですが、井戸水を汲み上げて、そしてあと子供たちの合唱とか地域の太鼓とかが出まして、お祭りとともに農休みの意味合いも持っているようです。

そこで特に感心したのは、3世代から4世代にわたって参加しているんです。まさに保育園の段階、それから小学生、保護者PTA、そしておじいさん、おばあさんたちというような形でふるさとづくり、ふるさとにつながっていくような、多分子供たちもそこに参加することによって、いずれそういう郷蔵祭りをやったんだなということを思い出すような時代になるのではないかと思うわけです。

こういうふるさとづくりにつながる行事はいろいろなところで行われているわけなんですけれども、是非そのようなものを大事にしていかなくتهはいけないなということを感じた次第であります。

本日もたくさんの議題がありますが、効率よく会議を進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

◎発議による非公開案件の決定について

委員長 それでは、今日の議事の進め方についてお諮りしたいと思いますけれども、最初に公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政法第14条の7号により、教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとされています。

安曇野市情報公開条例第7条第2号に関して、個人に関する情報で特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報保護に該当する議案・報告事項といたしまして、今回のレジュメにあります、(9)平成27年度児童生徒区域外通学者について、(10)教育長報告についてが該当します。それから、第7条第5号でありますけれども、地方公共団体の内部における審議検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる議案として、議案第8号、平成28年度から使用する中学校教科用図書の採択についてを非公開にしたい。

以上、報告事項(9)、(10)、議案第8号について非公開とすることを発議いたします。
関連して、委員から発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、議決に移りたいと思います。

今、非公開にする件について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

委員長 3分の2以上賛成がありましたので、議決されました。

本日の会議でありますけれども、公開する議案・報告事項として議案第1号から議案第7号、報告事項(1)から(8)、非公開とする議案・報告事項は議案第8号、報告事項(9)、(10)といたします。

協議、報告の順番でありますけれども、議案1号から第7号、報告事項(1)から(8)を扱った後、非公開として議案第8号、報告事項(9)、(10)を扱いますので、よろしくをお願いいたします。

なお、会議録についてでありますけれども、5月、6月定例会の会議録が出ております。

発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局に申し出てください。事務局より会議録の校正確認依頼をしておりますが、それに沿ってお願いいたします。

◎議案第1号 安曇野市公民館管理条例及び安曇野市公民館管理規則の一部改正について

委員長 それでは、協議に入りたいと思います。

協議議案第1号 安曇野市公民館管理条例及び安曇野市公民館管理規則の一部改正について、お願いいたします。

生涯学習課長 「安曇野市公民館管理条例及び安曇野市公民館管理規則の一部改正について」資料により説明。

委員長 ありがとうございました。

議案第1号については何回か協議してきた経過があるわけですが、条例及び規則の改正でございます。

ご質問、ご意見、お願いします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、安曇野市公民館管理条例及び安曇野市公民館管理規則の一部改正について、ご異議なしということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしということですので、進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議案第2号 安曇野市体育施設条例及び安曇野市体育施設管理規則の一部改正について

委員長 続きまして、議案第2号、お願いいたします。

生涯学習課長 「安曇野市体育施設条例及び安曇野市体育施設管理規則の一部改正について」資料により説明。

委員長 それでは、第2号議案ですが、これにつきましても何回か議論を重ねてきた経緯があ

るわけですが、安曇野市体育館施設条例及び安曇野市体育館施設管理規則の一部改正ということでもあります。

ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、このことについてご異議なしでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 異議なしということでもありますので、これで進めていただきたいと思います。

また、文言等で大きな修正があった場合には報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議案第3号 安曇野市学校施設使用条例及び安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部改正について

委員長 では、議案第3号をお願いいたします。

生涯学習課長 「安曇野市学校施設使用条例及び安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部改正について」資料により説明。

委員長 ありがとうございました。

それでは、安曇野市学校施設使用条例及び安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部改正について、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

委員長 一つ私から質問させていただきたいと思います。55ページの豊科南小学校のところで、すけれども、ふるさとの部屋、それから多目的ホールのこれは使用状況、それから使用している団体等、おわかりになったら教えていただきたいと思います。

生涯学習課長 この施設につきましては、学校と地域を繋ぐという形の施設でございます。実際に今、使っておりますのは放課後児童クラブの関係等でこちらの施設を使わせていただいております。そのほかPTAの会議等にも利用しているというお話もございますが、学校関係団体ということしかつかんでおりませんので、そこにつきましては申しわけございません。ただ、これにつきまして、今後、児童クラブ等につきましての活用等も進めていきたいというふうに考えております。

部長 放課後にも使っていますか。

生涯学習課長 放課後はわいわいランドが。

委員長 使っているわけですね。

生涯学習課長 はい。

委員長 そうするとですね。今の児童クラブとかP T Aですと、使用料についてはどんな形になっているのでしょうか。暖房料を取る関係ですが。

生涯学習課長 まず、61ページのところから減免基準の部分が載っております。その中でございますが、国、県、安曇野市または安曇野市教育委員会等が使用する場合は減免という形になっております。あと当然、学校関係が使用する場合、63ページの4となりますが、市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校等が学習のために使う場合につきましては減免となっております。

その下の6でございますが、教育委員会の認めた団体が、青少年の健全育成または子育て支援のための活動で使用する場合につきましても減免ということで、P T Aにつきましてはこのところの対応でよろしいかなというふうに考えております。

以上です。

委員長 これはほかの学校の施設が、体育館とか校庭、それから、柔剣道場という形のスポーツにかかわるものも多いわけですが、豊科南小学校のふるさとの部屋と多目的ホールをこれは広く利用を開放していくところというのは、これはこのまま継続するという形で検討なされたというふうに理解してよろしいわけですか。

生涯学習課長 現在、ここに載っておりますものにつきましては、今、そういう形での利用についてこの料金等を設定してやっていただく形の条例でございます。そういうことでございますので、学校施設の利用につきましては今回定められる基準に則れば、広く利用可能な施設というふうに考えております。

教育部長 今年度から、いわゆる児童館とか児童クラブの関係については教育部のほうに所管が移りました。文科省の方針としましても学校施設を有効活用する中で、ここでの通称わいわいランドという児童クラブの関係、また児童館と具体的な連携を図っていくという大きな方向が出されている中では、豊科南小学校のふるさとの部屋は今年1年かけて研究していく中で、児童クラブとしての活用ができないかという研究を始めたところでございます。それは先日の会議において、子ども・子育て総合プランの委員会の中でそういうふうに計画をお示しさせていただきました。それらの検討の中で、場合によってはこれから条例の部分の一部の見直しのほうもまた出てこようかなと。現在ではとりあえずこの条例延長でいただい

ているわけでございますので、それについては引き続きさせていただいて、計画をしていく中で状況が、利用形態とか変わってくれば、また条例改正をしていきたいと考えております。

委員長 ほかの委員からご意見はいかがでしょうか。

どうぞ。

須澤委員 53ページの説明のところで、ただいま蓮井課長のほうからご説明いただきました1の(5)、穂高東中学校講堂、柔剣道場、現在開放はしていないわけですが、開放できるというふうに、ここにあります。その前段の学校においては部活動の実施をしている、これと矛盾した表現のように思うので、時間が夜は開いてきたという意味にとっていいのでしょうか。

生涯学習課長 すみません。明確な表現でなくて申しわけございません。

ここにうたってございますが、現在開放施設ではないというところがございます。定時後等については、現在部活等に使用している状況のみであるということで、部活等につきましては社会体育的なもの等に今後使用ができるようにということで、今回開放可能であるという判断のもとで、施設的にも御存じかと思いますが、別棟として建っておりまして、鍵の施錠等の管理も可能であるということもございますので、今回、学校教育と相談しながら、開放施設として対応していきたいというふうに考えております。

須澤委員 つけ加えて、つまり社会体育に学校の部活動が移行していくという流れですので、社会体育を担当する組織がこれで規則的に使えるようになったと、こういうことですね。

生涯学習課長 スポーツ少年団とか体育協会等につきましては、これによりましてこの2つの施設等につきまして予約使用が可能という形になります。

須澤委員 わかりました。

委員長 ほかにご意見をお願いいたします。

そういたしますとちょっと趣旨がよくわからないと、今回協議していったどこまで結論を出していくかということですが、この使用条例と、それから施行規則をこれから変更していく。そして、穂高東中学校については新たに学校開放する。それから、豊科南小学校については今後の検討の中でふるさとの部屋や多目的ホールについては見直しも図られていくということになるわけですか。学校施設を広く有効利用していくということであれば、外へ貸し出していくのが、どうですか。使われていくということが有効利用につながっていくと思うのですけれども、豊科南小学校の二教室だけが特に取り上げられて今回の改正の形でいくということになるわけでしょうか。

生涯学習課長 今回、第3条関係の表につきましては、従前から豊科南小学校のふるさとの部屋や多目的ホールにつきましては開放施設として載ってございます。これにつきましては、今、申しあげましたような変更等の条例の中において運用していくという形は堅持というか、今までどおりでございます。そのほか変更がありましたのは、先ほどご質問がありました穂高東中学校の施設が新たに加わります。利用形態等につきましては、他のスポーツ施設等の利用または運用等の条例及び規則と整合性を全てとったというのが今回学校施設の改正の主なものでございます。

委員長 先ほどの部長からの説明は、今後利用の中でこれについては見直しを図られていくことがあるかもしれないということでした。聞き間違いでしょうか。

教育部長 表は、新旧がないのでちょっとわかりづらいかと思います。大変申しわけございません。

基本的には条例の改正については、学校施設は体育施設のほうの条例改正にあわせて、使用料のところ、そのことの統一を図ったということでございますので、それと穂高東中学校の追加をさせていただいた。豊科南小学校は従来どおり、いわゆる活用される体育館、校庭、ふるさとの部屋や多目的ホールについては今回の改正では何も変えてない部分でございますが、先ほど申しあげましたようにふるさとの部屋等については、今後、いわゆる児童クラブとかそういう活用を視野に入れた検討をしていきますので、その検討の結果によって、例えばもう1年後とか、そういうところでの条例改正の可能性はあるということでございます。

委員長 わかりました。

それでは、ご質問、ご意見よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 それでは、この方向で進めていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしということで、これで進めていただくことでお願いいたします。

◎議案第4号 安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

委員長 続きまして、議案第4号をお願いいたします。

学校教育課長 「安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」資料により説明。

委員長 ただいまの説明についてご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、この点について異議なしということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしということで進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎議案第5号 安曇野市公民館の理念の策定について

委員長 続きまして、議案第5号をお願いします。

生涯学習課長 「安曇野市公民館の理念の策定について」資料により説明。

委員長 ありがとうございました。

将来にかかわる重要な議案だと思いますが、最初に、ご質問等ありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 ご意見をお願いいたします。諮問内容、その他、確認していただきたいこと等も含めてお願いします。

どうぞ。

須澤委員 85ページに策定スケジュールがご説明いただいた中で載っておりますが、この3回の審議会で策定いただくということでございますので、非常に中身の濃いものになろうかと思えます。特に81ページからご説明がありましたように、5つのうちの3つは改築等により複合施設となった。公民館と支所、これが合体と。一方、穂高と豊科は別、こういうことで中央公民館は建物があるわけではないということですから、諮問内容がなかなか大変だな。つまり統一は何が統一され、何を諮問して、何の結果をご協議いただいて決定いただくか。これを明確にしておかないと3回ではなかなか大変かな。14名の皆様方、それぞれベテランの方でご承知になっておられると思いますので、なかなか行政のほうからもしっかりした方針づけというのでしょうか。これを最初に学習いただくところからいかないと、つまり5つの公民館についてしっかり理解した上で諮問内容を決定いただきたい、こんなふうに思っている次第でございます。

委員長 ほかにお願いいたします。将来にわたる大事な部分になってくるとと思いますので、ご意見をいただきたいと思います。

内田委員、いかがですか。

内田委員 中央公民館がこの庁舎内で、課長が公民館長を務めているということですが、各地区の公民館の今まで行ってきた事業等をそれぞれの良さをなくさないようにうまく統括していただけたらと思います。

委員長 ありがとうございます。

宮澤委員、いかがでしょうか。

宮澤委員 私、公民館事業については全くの素人ですが、やはり中央公民館というものが公民館の本部というのですか、そういう役割があると思います。したがって、それは分館と兼務のような形、もっと地域のみではなくて、できれば本庁舎の一角にそういう事務局を置いてやるのがいいのか、ちょっとわかりませんが、そのことも一つの考えも出てくるのではないかと思います。

以上です。

委員長 橋渡委員、いかがでしょうか。

教育長 日程に示されているように3回の審議会の中で審議していただくわけですが、これまでも公民館運営等のしっかりとした意見をいただいている審議会でございますので、その中で十分ご協議いただければと思っております。

以上です。

委員長 それでは、各委員から意見をもらいましたが、私のほうから少しお願いしたいと思います。

諮問事項が安曇野市公民館の理念の策定となっているわけですが、理念というのをどうとらえていくか。先ほど須澤委員のほうから、諮問内容が非常に大事ではないかというお話もありましたが、運営の基本方針とは違うわけですね。ですから、そのことをしっかりご理解いただく必要があるのかなということを思いました。

それから、公民館の構成、地域課と公民館が一つの形になっていて、極めてユニークな形態をとっていくということでありますので、本市が目指しているところをしっかりと形づけるということがあるかと思います。

それからもう一つは、これはちょっと気になったのですが、諮問趣旨の下から3行目から4行目のところですが、あらゆる環境の変化があっても、安曇野市の公民館の目指すべき方向を定める必要があります。あらゆる環境の変化があっても変わらないとか、またはその変化に対応できるとかそういう形のものなのかなという気がします。けれど、あらゆる環境の変化があっても、公民館が目指すべきものということになると、これはすごいことで

す。恐らく公民館ができた終戦後のところまで遡っていかないと公民館がつくられた社会教育法というところかなという感じもしますが、ちょっと諮問趣旨についてはさらに精査していただけたらと思います。

つまり3回の審議の中で、今、橋渡委員のほうから十分協議していただけるというお話をいただいたわけですが、3回の審議の中で今後の安曇野市の公民館が動いていく方向が明確になっていくわけであり、さらには地域づくりというところにもかかわっていくことになろうかと思いますので、教育委員会の問題だけではなくなる部分も多々出てくるかなという気がいたします。是非いい諮問が出されて、そしていい審議がなされて結果が出てくることを期待いたしたいと思います。

それでは、ご意見等よろしいですか。

どうぞ。

須澤委員 82ページの4行目の段落に、中央教育審議会の云々とございますが、首長部局等の積極連携、これが重要だと、こういう趣旨ですね。先ほど内田委員のほうからもございましたが、私も実は人権教育の指導で地区を担当して、人権教育の講師なんてやっていたことがあるのですが、首長部局のお考えと地域の自前主義というか、ここから脱してですから、この整合性といいますか、特色を出すことと全体を統一すること、これを理念の中に組み込んで策定をしていくと、こういうことなんですね。実は私がもしこの一員だとすると、これはなかなか難しいぞなんて思いながら考えていた次第です。

委員長 他はよろしいですか。

それでは、諮問書の中身、それから審議会へのご説明いただく内容については事務局のほうでさらに詰めていただいて、そしていい審議、それからいい結果が得られるように安曇野市の将来に向かっての大事な公民館活動が見られるように諮問していただくということで、諮問の日程に沿って行われていくということについてご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 それでは、内容についてはさらに事務局のほうで詰めていただくことも多々指摘がありましたので、それも踏まえて、日程に沿って諮問を行うようによろしく願いいたします。

◎議案第6号 共催・後援依頼について

委員長 続きまして、議案第6号、共催・後援依頼についてお願いいたします。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

No. 8 いきいき教室20回記念講演会

モモの会より後援申請

No. 12 2015JDDネットワークながのセミナー

JDDネットワークながの日本発達障害ネットワークより後援申請

委員長 学校教育課から2件出ております。所管課の意見は可であるということではありますが、後援についてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 異議なしということで、後援を進めてください。

続きまして、お願いいたします。

生涯学習課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

No. 1010 安曇野明科親睦ゴルフ大会

明科地域体育協会より共催申請

No. 1011 安曇野市制施行10周年記念安曇野シニアマレットゴルフ交流大会

安曇野市マレットゴルフ協会・大会実行委員会より後援申請

No. 1012 安全運転管理者法定講習 (一社)長野県安全運転管理者協会より後援申請

No. 1013 ターキッシュエアラインズbjリーグ2015-2016シーズン信州ブレイブウォリアーズホームゲーム安曇野大会 信州ブレイブウォリアーズ、bjリーグより後援申請

委員長 生涯学習課のほうから4件、所管課としては可であるということではありますが、ご意見等ありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 ちょっと私のほうから1ついいですか。

安全運転者管理法定講習というのは、これは後援対象として何を目的とした講習になりますか。

生涯学習課長 申請理由にございますが、道路交通法に規定されている安全運転管理者等の法定研修という形ではあります。教育委員会のほうに認めていただきたいということで申請等をしていただいております。今回、法の改正前でございますが、申請によりまして基本的に堀金のサブアリーナ等で大勢の方にお集まりいただきで行うわけですが、その辺の利用についてもある程度便宜が図れるというところで後援という形が出てきているのかなというふうには考えておりますが、交通安全につきましても大事なところでございますので、今回これにつきましては後援という形での許可をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 後援の中身が、行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及振興上に寄与するものであることというのが第3条第2項の最初にうたわれているわけですが、この講習会が教育、学術、文化及びスポーツ振興上に当たるかどうか、いかがですか。価値は十分認めるのですけれども。

どうぞ。

須澤委員 私もこういうのに参加したことがあるのですが、よく中学校の体育館とかでやりましたよね。そういうのと同じに考えていいのでしょうか。

委員長 安全運転管理者選任事業所に対する安全運転管理業務だから。

須澤委員 それとは別ですか。

委員長 112ページの安全運転管理者選任事業所というのは何か特定の事業所ですか。

生涯学習課長 各企業におきましては、交通安全運転管理者を置くような形の指導を受けておまして、その方々に対しましてお集まりいただきながら、そういう講習を行っていくものが内容であろうかと考えております。

委員長 広く公募するわけではないですよね。

須澤委員 実は私も安全運転管理者をやっていたので思い出しました。例えば会社なら会社の中にそういう係がいるのですが、課長級以上ですね。それと学校の場合は校長か教頭、私が松本へいたときは、私が管理者で校長として出ました。だから、この範囲がどこまでかわかりませんが、学校も大いに関係あるということはこれは言えますが、どの範囲なのかちょっとよくわかりませんが、おおむね該当するのではないかと、そういう気はいたします。

委員長 後援対象としてよろしいでしょうか。

宮澤委員 これは安曇野市ばかりではないと思いますが、ほかの市町村ではどんな状況でしょうか。

生涯学習課長 恐れ入ります。この内容につきまして、ほかの市町村における後援等の内容につきましては手元に資料がございません。申しわけございません。

委員長 これは会場使用料とかそれにかかわって後援を受けたいという、そういう趣旨ですか。

生涯学習課長 後援の理由につきましては、書類等に申請理由がうたってございますが、推測するに当たってというところでは、そういう意味合いがあるのではないかと、というところがございます。

委員長 予算をいっぱい持っている事業なのですよね、1,300万円くらいなのですよね。会費を集めていて、そして安全講習の委託事業も行っているわけですよね。法定講習委託事業収入が

3,500万円ですか。合計で5,200万円くらいの団体ですよね。それで法定講習を行うためには講習手数料を取っているわけですよね。ちょっと後援対象ではないような気が私はしますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

須澤委員 なかなか難しいところではありますが、豊科にあります安曇野支部というのは警察署の中の支部だと思うのですが、窓口はあそこにあるのだと思います。ということは安曇野市全域の事業所全ての安全運転管理者を集合してほしい、ということだと思いますが、そうすると教育委員会だけの問題ではないという気がします。市が後援してもいいのではないかと。事業所が入っていますよね。会社が入っていますから、商工会とかいろいろな面があるのでしょうか、どうでしょうか。学校も対象になっているなら関係あるでしょうし、ちょっと範囲が広いのではないかと、そんなことを議論の中から思いました。

委員長 では、結論を出したいと思いますが、教育委員会としての後援はふさわしくないのではないかとこのように私は思いますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

須澤委員 これは8月と10月の2回やるわけですね。

委員長 そうですね。

須澤委員 ですね。8月は次回の教育委員会に間に合わないから、ちょっと私が先ほど申し上げたように後援をいただく範囲、それから先ほど宮澤委員さんのご質問にありましたように他の支部の例なりご提示いただくというのも判断材料になるのではないかと思います。8月は間に合わないとなれば10月でもいいのではないかとこのように気はします。

委員長 どうぞ。

生涯学習課長 今の内容等を精査いたしますが、今回につきましては承認に至らなかったという形におきまして担当の者とあたりながら、市のほかの交通安全の担当の部署等もございまして、そこら辺のところと協議しながら、これにつきましては再度検討していきたいというふうに考えております。

委員長 では、よろしくお願いします。

では、残り3件については合意ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 では、そのようにお願いいたします。

続いてお願いします。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

No. 27 アイ・ワールド特別展～蔵久de書～

社会福祉法人信濃友愛会より後援申請

No. 28 中南信地区出身の音楽高校、音楽大学在学学生によるサマーコンサート

株式会社ミュージックプラザオグチより後援申請

No. 29 安曇野市美術館博物館連携事業(ミュージアムギャラリートークリレー2015、ミュージアムクイズラリー、学芸員研修会、学校ミュージアム)

安曇野市美術館博物館連携事業実行委員会より共催申請

No. 32 第5回田淵行男賞写真作品公募 田淵行男賞写真作品公募実行委員会より共催申請

No. 34 平成27年度文化庁「伝統文化親子教室事業」

安曇野地区伝統文化いけばな親子教室より後援申請

No. 35 斎藤 俊雄日本画展

斎藤 俊雄より後援申請

No. 37 一本の鉛筆があれば vol. 14狭間 壮いのちのコンサート

ムジカコンパスより後援申請

No. 38 臼井吉見文学館友の会秋の講演会

臼井吉見文学館友の会より後援申請

No. 41 Duo Recital

松田 紫帆より後援申請

委員長 文化課ではありますが、後援が7件、共催が2件であり、それぞれについて担当課のほうは可であるというふうに意見をいただいております。

ご意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、異議なしということで後援をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ここでちょっと休憩を取りたいと思いますので、10分ほど休憩にしたいと思います。残りは第7号から始めたいと思います。よろしく願いいたします。

では、休憩に入ります。

(休 憩)

◎議案第7号 安曇野市いじめ防止等のための基本的な方針及び安曇野市いじめ不登校対策連絡協議会設置要綱の策定について

委員長 それでは、おそろいですので、再開したいと思います。

では、議案第7号になりますが、安曇野市いじめ防止等のための基本的な方針及び安曇野

市いじめ不登校対策連絡協議会設置要綱の策定についてお願いいたします。

学校教育課教育指導室長 「安曇野市いじめ防止等のための基本的な方針及び安曇野市いじめ不登校対策連絡協議会設置要綱の策定について」資料により説明。

委員長 ありがとうございました。

今、安曇野市いじめ防止のための基本的な方針案と、それから安曇野市いじめ不登校対策連絡協議会の設置について説明をいただきました。

前回に引き続きの協議であります。ご意見をお願いします。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 では、最初に基本的な方針について協議していきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 それでは、要望等がありましたら、これで案となって動いていくわけでありませうけれど、それでは私のほうから少しお願い事も含めてよろしくお願ひします。

内容的にはこの中身を基本にさせていただくということによろしいのではないかと思うわけなのですけれども、やはりいじめについては本市においても起こり得る、そしてそのためにいじめの防止、それから早期の発見、それからもし事が起こった場合には初期対応ということで全てが決まってくるのではないかというふうに思うわけなのです。今、この方針に示していただいたように教育委員会、学校、それから地域の方々も含めて総合的にいじめの防止に当たっていくということで、「はじめに」のページがあるわけなのですが、ここに安曇野市としてこういう姿勢でいくんだということを強く基本的な方針を盛ってもらえたらなというふうに思うわけです。今、申し上げたようにいじめについての幾つかのことが上げられるわけですが、特に未然防止と早期の対応というのが重要ではないかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、基本方針について、これで進めていただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 では、これで基本方針については周知を図って、実効あるものにしていってほしいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、安曇野市いじめ不登校問題対策連絡協議会の設置についてであります。本市の場合には従来からの取り組みを含めて、いじめ不登校という形で対策をさらに進めていき

たいということでもあります。

ご意見をお願いいたします。

(「委員長」の声あり)

委員長 はい。

学校教育課教育指導室長 追加の説明を1つお願いいたします。

従前ですと、この要綱の中に重大事態に対するいじめ問題調査対策委員会の設置が盛り込まれておりました。しかし、この要綱にこの設置を盛り込むことは組織の性格上難しい部分があるということでもあります。設置の内容も含めて他市町村との状況も踏まえて、引き続きそちらの部分については検討させていただくということで、ここではあくまでも連絡協議会の設置ということに限定させていただいております。

よろしくお願いします。

委員長 それでは、いじめ不登校を一元的に対策を進めていくということで、このような形で9月1日に施行して、その後の発足ということになろうかと思えますけれども、対策連絡協議会を設置していくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 よろしいですか。

須澤委員 異議はございません。つけ加えます。

委員長 要望ですね、どうぞ。

須澤委員 前回の6月に出されました方針、素案と、本日というか、あらかじめいただいたこの案と見比べながら見させていただきまして、いじめが不登校に通ずるという点がはっきりし、明確になってきた。別のものではないという、不登校にはいろいろ理由がございますので、いじめからだけではありませんけれども、大いに教育委員会の範囲、学校が初期対応にいかにか大事かというのは非常に明確になった。不登校と一緒にした対策連絡協議会をつくったという意味で非常にいい協議会設置ではないか、このように思います。

委員長 ありがとうございます。

それでは、今の意見も踏まえていただいて、対策連絡協議会の設置をこれで進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(1) 安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の運用について
委員長 続きまして、報告事項に移ります。

報告事項(1) 学校教育課、お願いいたします。

学校教育課長 「安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の運用について」資料を読み上げ。

委員長 この件についてご質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、報告、ありがとうございました。

(2) 安曇野市教育委員会事務局組織規則等の一部改正する規則について

委員長 続きまして、報告事項(2)をお願いいたします。

学校教育課長 「安曇野市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について」資料を読み上げ。

委員長 文言の統一ということでご報告をいただきました。

(3) 安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について

委員長 続いて、報告事項(3)をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について」資料を読み上げ。

委員長 ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 それでは、報告ありがとうございました。

(4) 後援依頼の教育長専決分の報告について

委員長 続いて、報告事項の(4)後援依頼の専決分について、お願いいたします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

続いてをお願いします。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

委員長 続いて、文化課、お願いします。

文化課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

専決決処分全体を通してご質問、ご意見等ありますでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(5) 学校教育課報告

委員長 では、続いて学校教育課の報告をお願いします。

学校教育課長 「平成27年度事業進捗状況報告」資料を読み上げ。

委員長 学校教育課の報告についてご質問、ご意見はよろしいでしょうか。

どうぞ。

須澤委員 第1点目のホームステイなんですけれども、学校にばらつきがあるというお話でしたが、つまり7校のうち申し込みのない学校が、ゼロ名という学校がけっこうあると、こういうことですか。

学校教育課長 ゼロはありませんが、規模にもよりますが、最高で10名、最低で1名という状況でございます。

以上です。

須澤委員 わかりました。

委員長 よろしいですか。

ほかにご質問等ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

(6) 生涯学習課報告

委員長 続きまして、生涯学習課、お願いします。

生涯学習課長 「平成27年度事業進捗状況報告について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

生涯学習課についてご質問ありますでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(7) 文化課報告

委員長 それでは、文化課、お願いいたします。

文化課長 「平成27年度事業進捗状況報告について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

文化課についてご質問、ご意見ありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(8) 図書館交流課報告

委員長 続きまして、図書館交流課、お願いいたします。

図書館交流課長 「平成27年度事業進捗状況報告について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

図書館交流課、質問、ご意見ありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 どうもありがとうございました。

それでは、以後について非公開といたしたいと思いますので、お願いいたします。

◎議案第8号 平成28年度から使用する中学校教科用図書の採択について

委員長 それでは、議案第8号に入りたいと思います。

では、よろしくお願いします。

学校教育課長 「平成28年度から使用する中学校教科用図書の採択について」資料により説明。

委員長 ありがとうございました。

それでは、平成28年度から使用する中学校教科書の採択について扱いたいというふうに思います。

安曇野市は、松本塩筑とともに共同採択地として松塩筑安曇地区教科用図書研究協議会を設置して研究業務を進めてまいりました。平成28年度から使用する中学校教科用図書として研究協議会が選定した教科用図書について、この表にあるように報告を受けたわけですが、安曇野市教育委員会として、松塩筑安曇地区教科用図書研究協議会が選定した図書を

採択してよろしいかどうか、決定をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、ご意見がありましたら、お願いいたします。

どうぞ。

内田委員 先日、松塩筑安曇地区学校用図書採択の委員会に参加させていただきまして、各教科の担当の先生方から細かい部分まで調査していただいた、その報告の会議に参加させていただきました。

とても優れた教科書を各社出しているわけですが、先生方がいろいろ研究し、一番子供たちに教えやすいもの、また子供たちも学習しやすいものを選んでくださったということで、私も全教科、賛成であります。

ほとんどのページがカラーで印刷されておりまして、とても見やすいものになっております。英語だとか音楽の教科書が横長のＡＢ判ということで、教科書の形が随分変わってきたな、それによって音楽の楽譜なんかは見やすくなったなと思って見させていただきました。

委員長 ありがとうございます。

ほか、どうでしょうか。

それでは、この表にあります教科用図書について、平成28年度安曇野市立中学校で使用する教科書として採択することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしということで、この教科書を平成28年度使用する教科書として採択したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、今日、研究調査委員会のほうから出された資料等を含めまして、採択の結果にかかわる情報の公開について事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長 本日いただきました、先ほども少し申しましたが、各市町村等の申し合わせ事項がありますので、これを9月1日より公開というようなことでこれから進めてまいりたいと思います。

以上です。

委員長 では、申し合わせもありますので、9月1日以降に公開ということでなります。

なお、この資料の扱いについては十分ご配慮をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(以後、非公開会議)

(9) 平成27年度児童生徒の区域外通学者について

(10) 教育長報告

(以後、公開会議)

(11) その他

委員長 それでは、その他でありますけれども、新聞紙上における教育委員会関連記事について、大変丁寧にまとめていただいております。本市にかかわるようなこと、それから教育委員会全般にかかわるようなことも資料としていただいておりますので、お目通しいただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

学校教育課長 1点、よろしいですか。

今年もまた市内の小中学生が全国大会に出場を決めている選手が出ております。今のところ8月11日に市長表敬訪問というふうに予定しておりますけれども、まだ上の大会で決まらない選手がいますけれども、今現在決まっている種目と学校をお知らせいたします。

まず、女子の200メートルです。豊科北中学校の小林さん。続きまして走り幅跳び、男子です。三郷中学校の穂苅君。次に、小学生ですけれども、男子の4×100メートルリレーで穂高西小学校のチーム。女子の4×100メートルで豊科北小学校のチーム。女子の走り高跳びで堀金小学校の佐野さん。以上が全国大会を決めておりますので、今のところ8月11日に市長表敬訪問となります。これから恐らく増えるのではないかなと思います。

以上です。

内田委員 すみません。それに関して一つ要望がありますけれども、堀金小学校の児童が全国大会に選ばれたという報告ですけれども、堀金は普段着用している運動着しかないということで、全国に向けてできればユニフォームをそろえていただきたらなと思っておりますので、ちょっと要望してみます。お願いします、いかがでしょうか。

委員長 細かなところは、打ち合わせというか。

学校教育課総務係長 よろしいですか。その点についてですが、各種大会の出場補助金を出しております。小学校の今回の全国大会につきましては、日清食品さんのほうの全額負担ということで、宿泊とか旅費の関係については自己負担はありません。県からの団の統一ユニフ

ォーム、これは7,000円くらいあるのですけれども、これについては2分の1の3,000円を補助ということで、委員会からそれぞれの学校へ該当者の人数分出しているという状況です。あくまでも本人に返るものでありますので、最終的には県の統一ユニフォームも本人のものになるものでありますので、全額市のほうで補助金を出している状況にはないということでもあります。

委員長 質問等、よろしいですか。

内田委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 それでは、今要望がありましたけれども、後段のほう、関連記事についてもまた認めたいというふうに思います。

それでは、全体というか、ご意見でも結構であります。委員のほうからご発言等ありますでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

委員長 それでは、今後の日程について、お願いしたいと思えますけれども。次回は8月24日9時半から。

9月について、お願いいたします。

教育部長 9月は9月の定例議会、また学校訪問等ございまして、ちょっと日程が詰まっておりますので、こちらからの案でございますが、9月29日火曜日でお願いできないかということでございます。

委員長 9月29日火曜日、時間は9時半からでよろしいですか。

教育部長 9時半でいかがでしょうか。

委員長 9月29日9時半、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 では、よろしいようですので、それで計画を進めていただきたいと思います。

では、9月は9月29日火曜日、9時半からということでお願いいたします。

それでは、これでお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

◎閉 会

教育部長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、安曇野市教育委員会 7 月定例会を閉じさせていただきます。
どうもお疲れさまでございました。